

第 36 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 33 年 8 月 12 日開催）

出席者

会長	知事
委員	運輸技官
同	建設技官
同	県会議員 4 名
同	学識経験者 2 名
同	松山市長
同	松山市会議員 6 名
同	今治市長
同	今治市会議員 6 名
同	宇和島市長
同	宇和島市議会議員 5 名
同	八幡浜市長
同	八幡浜市会議員 6 名
同	新居浜市長
同	新居浜市会議員 6 名
同	西條市長
同	西條市会議員 5 名
同	伊予市長
同	伊予市会議員 5 名
同	北条町長
同	北条町会議員 5 名
同	三瓶町長
同	三瓶町会議員 4 名
同	長浜町長
同	長浜町会議員 4 名
同	副知事
同	総務部長
同	民生部長
同	衛生部長
同	商工労働部長
同	農林水産部長
同	土木部長
臨時委員	四国鉄道管理局長
番外 幹事	都市計画課長
番外 同	建築課長
番外 同	松山市都市計画課長
番外 同	今治市管理課長

議事項目

報第 43 号 委員幹事異動報告

議第 252 号 松山都市計画街路事業及びその執行年度決定について

議第 253 号 松山都市計画下水道追加並びに同事業及びその執行年度割決定について

議第 254 号 松山都市計画公園事業及びその執行年度割決定について

議第 255 号 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度決定について

議第 256 号 北条都市計画公園変更並びに同事業及びその執行年度決定について

議第 257 号 三瓶都市計画公園追加並びに同事業及びその執行年度決定について

議第 258 号 今治都市計画街路事業及びその執行年度決定について

議第 259 号 宇和島都市計画街路事業及びその執行年度決定について

議第 260 号 八幡浜都市計画街路事業及びその執行年度決定について

議第 261 号 新居浜都市計画街路事業執行年度割変更について

議第 262 号 西条都市計画街路事業及びその執行年度割について

議第 263 号 伊予都市計画街路事業及びその執行年度割について

議第 264 号 長浜都市計画土地区画整理事業執行年度割変更について

議第 265 号 新居浜都市計画街路事業ならびにその執行年度割について

議第 252 号 松山都市計画街路事業及びその執行年度決定について

第一、都市計画街路中 2 等大路第 2 類第 12 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】
2,2,12、土居田南吉田線、竹原町字助廉 211 の 1、大字南吉田町字倉添 1692、（高岡町）、15、3,864
「別紙図面表示の通り」

第二 前項の事業の執行年度を次のように定める。

昭和 33 年度	約 3 割
昭和 34 年度	約 3 割
昭和 35 年度	約 4 割

議第 253 号 松山都市計画下水道追加並びに同事業及びその執行年度割決定について

第一 都市計画下水道（松山地区）を次のように定める

1 排水区域および面積

【排水区名、面積（ヘクタール）、区域】

第 1 排水区、226.32 中一万町、若宮町、西一万町、通町、三春町、琢町、矢引町、弓之町、水口町、鉄砲町、佃町、清水町 1 丁目、高砂町 1 丁目、高砂町 2 丁目、新町 1 丁目、新町 2 丁目、傘屋町、鍛冶屋町、常盤町、木屋町 5 丁目、本町 6 丁目、三津口町、本町 5 丁目、府中町 4 丁目、木屋町 4 丁目、木屋町 3 丁目、府中町 3 丁目、本町 4 丁目、魚町 5 丁目、松前町 5 丁目、萱町 7 丁目、平和通り、魚町 4 丁目、本町 3 丁目、府中町 2 丁目、木屋町 2 丁目、木屋町 1 丁目、府中町 1 丁目、本町 2 丁目、魚町 3 丁目、松前町 4 丁目、北宮古町、萱町 5 丁目、松前町 3 丁目、魚町 2 丁目、本町 1 丁目、紙屋町、魚町 1 丁目、松前町 2 丁目、萱町 4 丁目、南宮古町、南味酒町、江戸町、萱町 3 丁目、萱町 2 丁目、松前町 1 丁目、西堀端町、大手町 1 丁目、大手町 2 丁目および旧城北練兵場の各全部。

大字道後、東一万町、東雲町、道後湯之町、清水町 2 丁目、木屋町 6 丁目、本町 7 丁目、萱町 9 丁目、萱町 8 丁目、萱町 6 丁目、宮西町、宮田町、南江戸町、八代町、幸町、出湊町 2 丁目、堀之内および萱町 1 丁目の一部。

第 2 排水区、192.81、勝山町、喜与町、大街道 3 丁目、北徒歩町、中徒歩町、南徒歩町、鮎屋町、南持田町、御宝町、旭町、玉川町 1 丁目、栄町、南八坂町、北八坂町、唐人町 2 丁目、南京町 1 丁目、北京町 1 丁目、玉川町 2 丁目、大街道 2 丁目、北京町 3 丁目、北京町 2 丁目、南京町 2 丁目、唐人町 3 丁目、北夷子町、大街道 1 丁目、南夷子町、港町 2 丁目、港町 3 丁目、港町 4 丁目、千船町、一番町、二番町、三番町、榎町、末広町 2 丁目、西町、弁天町、花園町 2 丁目、花園町 1 丁目、港町 5 丁目、新玉町 1 丁目、出湊町 1 丁目、南堀端町、新玉町 2 丁目および港町 6 丁目の各全部。

東一万町、東雲町、港町 1 丁目、河原町、昭和町、北持田町、此花町、築山町、唐人町 1 丁目、豊坂町 2 丁目、堀之内、萱町 1 丁目、出湊町 2 丁目、八代町および幸町の各一部。

第 3 排水区、25.87、永木町、北立花町、北柳井町および豊坂町 1 丁目の各全部。

唐人町 1 丁目、港町 1 丁目、河原町、豊坂町 2 丁目、新立町 1 丁目、新立町 2 丁目、南柳井町、相生町、末広町 1 丁目、久保町、永代町、北藤原町、土橋町および竹原町の各一部。

計、 445.00

2 下水管渠

【排水区名、区分、名称、起点、終点、管径又は断面（ミリメートル）、延長（メートル）、摘要】

第 1 排水区、主要幹線、汚水 1 号幹線、生石町 531、大字道後 1451 の 1 地先、3,000×2,000、1,800～400、5,833

第 1 排水区、主要幹線、雨水 1 号幹線、萱町 7 丁目 85-1 地先、東一万町 99 地先、3,500×900、900～800、2219

第 1 排水区、その他、 1,000～180、53,246

第 2 排水区、主要幹線、汚水 2 号幹線、八代町 113、昭和町 64 地先、1,800×180、3,544

第 2 排水区、主要幹線、雨水 2 号幹線、生石町 672 番地、南持田町 97 地先、3,500×900、1,400×1,000、3,515

第 2 排水区、その他、 1,000～180、54,525

第 3 排水区、主要幹線、汚水 3 号幹線、八代町 104 地先、新立町 1 丁目 1 地先、1,200～350、2,429

第 3 排水区、その他、 700～180、6,477

計、 主要幹線、 17,540

計、 その他、 114,248

計、 計、 131,788

3 吐口

【排水区名、吐口番号、位置、断面（メートル）、摘要】

全区、1、生石町 531 地先、3.0×1.7、雨水吐口

全区、2、生石町 443 地先、1.6×0.8、処理水吐口

4 処理場

【排水区名、番号、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

全区、1、生石町 530 附近、3.73、離率散布濾床法、主な施設、沈砂池、沈殿池、滅菌池、汚泥、濃縮池、汚泥消化槽、汚泥乾燥床

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の計画を次のように都市計画事業とする。

1 排水区域および面積

前項の計画のとおり

2 下水管渠

【排水区名、区分、名称、起点、終点、管径又は断面（ミリメートル）、延長（メートル）、摘要】

第1排水区、主要幹線、汚水1号幹線、生石町531、大字道後1451の1地先、3,000×2,000、1,800
～400、5,833

第1排水区、主要幹線、雨水1号幹線、清水町2丁目158の2地先、東一万町99地先、1,600×900、
900～800、1,389

第1排水区、その他、1,000～200、24,299

第2排水区、主要幹線、汚水2号幹線、八代町113、昭和町64地先、1,800×180、3,544

第2排水区、主要幹線、雨水2号幹線、生石町672地先、南持田町97地先、3,500×900、1,400
×1,000、3,515

第2排水区、その他、1,000～200、21,658

第3排水区、主要幹線、汚水3号幹線、八代町104地先、新立町1地先、1,200～350、2,429

第3排水区、その他、700～200、1,488

計、主要幹線、16,710

計、その他、47,445

計、計、64,155

3 吐口

前項の計画のとおり

別紙図面表示の通り

4 ポンプ場（上記に同じ）

5 吐口（上記に同じ）

第三 前項の事業の執行年度割を次のように定める。

昭和33年度 約1割

昭和34年度 約1割

昭和35年度 約1割

昭和36年度 約1割

昭和37年度 約1割

昭和38年度 約2割

昭和39年度 約2割

昭和40年度 約1割

理由書

松山市松山地区の下水道は、大正初期に計画して施工したもので、本市の発展に対応する規模を有せず、且つ汚水処理場がないため、河川の汚染がはなはだしいので、本案のように計画及び事業を決定して衛生的な都市の建設に寄与しようとするものである。

議第 254 号 松山都市計画公園事業及びその執行年度割決定について

第一 都市計画公園中第 11 号道後公園を次のように都市計画事業とする。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

11、道後公園、道後字今市、約 5.5、主な施設、水泳プール、球戯場
「別紙図面表示の通り」

第二 前項の事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 33 年度	約 6 割
昭和 34 年度	約 4 割

理由書

松山市の市街地の東部にある道後公園の公園施設を本案のように整備して市民の利用の増進を図ろうとするものである。

議第 255 号 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度決定について

第一、都市計画街路中 2 等大路第 2 類第 1 号線ほか 1 路線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

1,2,1、新居浜駅東須賀線、金子甲 237 の 1、新居浜甲 460、（金子）、32、2,240、延長の一部
2,1,1、前田多喜浜線、新居浜甲 747 の 1、新須賀甲 815、（金子）、20、779、延長の一部
「別紙図面表示の通り」

第二 前項の事業の執行年度を次のように改める。

昭和 33 年度	約 1 割
昭和 34 年度	約 2 割
昭和 35 年度	約 2 割
昭和 36 年度	約 2 割
昭和 37 年度	約 3 割

議第 256 号 北条都市計画公園変更並びに同事業及びその執行年度決定について

第一 北条都市計画公園中第 1 号東町浦公園を次のように変更する。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

1、東町浦公園、北条町大字辻東町浦、約 0.22、広場、遊戯器具、藤だな、便所、ベンチ、
「別紙図面表示の通り」

第二 前項の計画を都市計画事業とし、その執行年度を昭和 33 年度とする。

理由書

本公園は市街地の中心部にあるにもかかわらず入り口としては南口 1 箇所にて公園利用上不便であるので北側に入口を新設し、それに伴って区域を変更して、昭和 33 年度において整備しようとするものである。

議第 257 号 三瓶都市計画公園追加並びに同事業及びその執行年度決定について

第一 三瓶都市計画公園中次の公園を追加する。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

1、三瓶公園、愛媛県西宇和郡三瓶町大字朝立、垣生、6.85、えん路、広場、休憩所、便所、児童遊具
「別紙図面表示の通り」

第二 前項の計画を都市計画事業とし、その執行年度を次のように定める。

昭和 33 年度	約 2.6 割
昭和 34 年度	約 2.6 割
昭和 35 年度	約 4.8 割

理由書

三瓶町の公園は、先に昭和 29、30 年度に 2 か所決定せられ、それぞれ事業を実施したが、休息散歩等に供するものがないので今回本案のように都市計画公園を追加し住民の保健と慰楽に供する為本公園の整備をしようとするものである。

議第 258 号 今治都市計画街路事業及びその執行年度決定について

第一、都市計画街路中 2 等大路第 3 類第 1 号線ほか 3 路線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,3,1、広小路大新田線、大字今治村 555 番地、大字今治村 653 番地の 7、（大字今治村）、4.8、553、延長幅員の一部舗装

2,3,2、一番町線、大字今治村 571 番地の 7、大字今治村 134 番地の 8、（大字今治村）、4.8、357、延長幅員の一部舗装

2,3,6、泉川通り線、大字蔵敷 1491 番地、大字蔵敷 714 番地の 6、（大字蔵敷）、5.8～10.8、1,058、延長幅員の一部舗装

2,3,20、大坪通辻堂線、大字蔵敷 602 番地の 1、大字蔵敷 336 番地の 1、（大字蔵敷）、10.8、585.8、延長幅員の一部舗装

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の事業の執行年度割を次のように改める。

昭和 33 年度	約 7 割
昭和 34 年度	約 3 割

理由書

本路線は今治市の中枢部に位する工場地帯ないし繁華街を結ぶ重要路線であるが、近時の自動車交通の激増は現況の砂利道では円滑なる交通を期し難いので本案の通り舗装事業を実施しようとするものである。

議第 259 号 宇和島都市計画街路事業及びその執行年度決定について

第一、宇和島都市計画街路中 2 等大路第 2 類第 1 号線ほか 1 路線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,2,1、宇和島停車場宇和島港線、起点附近に地積約 1,492 平方メートルの駅前広場を設ける、広場の一部舗装

2,1,1、栄町北宇和島停車場線、栄町、船大工町、（船大工町）、11、213、幅員延長の一部舗装

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の事業の執行年度は昭和 33 年度において執行するものとする。

理由書

本路線はともに宇和島市の中枢部に位置する重要路線であるが、近年自動車の交通量増大し、道路の損傷はなはだしく現在の砂利道では円滑なる交通を期し難いので本案のように舗装事業を実施しようとするものである。なお、栄町北宇和島停車場線については愛媛県知事が事業を執行するものである。

議第 260 号 八幡浜都市計画街路事業及びその執行年度決定について

第一、八幡浜都市計画街路の内 2 等大路第 3 類第 3 号線の一部を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,3,3、矢野町大平線、八幡浜市 1569 の 11、八幡浜市大字大平 1 番耕 383 の 1、（大平）、11.0、842、
計画延長の一部

第二 前項の事業の執行年度割を次のように改める。

昭和 33 年度	約 1 割
昭和 34 年度	約 2 割
昭和 35 年度	約 3 割
昭和 36 年度	約 2 割
昭和 37 年度	約 2 割

理由書

八幡浜市街と保内町方面を結ぶ唯一の路線で現在幅員狭小で常に交通の隘路となっているため、そのバイパスとして本路線（幅員 11.0 米）を築造し交通の円滑と輸送力の増大に寄与したい。本路線は主要地方道八幡浜長浜線の代替路線であるから県知事が執行するものである。

議第 261 号 新居浜都市計画街路事業執行年度割変更について

昭和 31 年建設省告示第 926 号新居浜都市計画街路事業執行年度割を次のように改める。

昭和 29 年度	約 3 割
昭和 30 年度	約 3 割
昭和 31 年度	約 2 割
昭和 32 年度	0
昭和 33 年度	約 2 割

理由書

新居浜都市計画街路事業は昭和 29 年度より継続施行中であるが、家屋移転の問題もあつて既定の年度に完了できなくなったので、これを本案のように昭和 33 年度まで執行年度を延長しようとするものである。

議第 262 号 西条都市計画街路事業及びその執行年度割について

第一、都市計画街路中 2 等大路第 2 類第 3 号線およびほか 2 等大路第 3 類第 3 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,2,3、国道西条港線、大町加茂新地 1209 番地先、神拝西房 180、（大町、神拝）、11.0～8.7、803、
延長の一部舗装

2,3,3、西条駅前干拓地線、大町登道 1586 番の 5、神拝西房 180、（神拝字南原）、8.7、303、延長の一部舗装
「別紙図面表示の通り」

第二 前項の事業の執行年度割を次のように定める。

・国道西条港線

昭和 33 年度	約 7 割
昭和 34 年度	約 3 割

・西条駅前干拓地線

昭和 33 年度	10 割
----------	------

理由書

本路線は西条市の重要路線であるが、近時の自動車交通の激増は現況の砂利道ではその機能を十二分に全うできず、円滑な交通を期し難いので本案の通り舗装事業を実施しようとするものである。なお本事業については愛媛県知事が事業を執行するものである。

議第 263 号 伊予都市計画街路事業及びその執行年度割について

第一、都市計画街路中 1 等小路第 1 号を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

1,小,1、西町谷上線、灘町西 232、米湊 820、11、291、

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 33 年度	約 3.5 割
昭和 34 年度	約 4.3 割
昭和 35 年度	約 2.2 割

理由書

本路線は二級国道松山高知線と港湾とを結ぶ主要路線であるが、近時著しい移出入物資の増加に伴い現況の街路では幅員狭隘にして輸送の障害となっておるので、本案の通り事業を実施しようとするものである。

議第 264 号 長浜都市計画土地区画整理事業執行年度割変更について

昭和 24 年建設省媛都第 27 号長浜都市計画土地区画整理事業執行年度割を次のように改める。

昭和 24 年度から	
昭和 32 年度まで	約 9.1 割
昭和 33 年度	約 0.6 割
昭和 34 年度	約 0.3 割

理由書

長浜都市計画土地区画整理事業は昭和 24 年度より継続事業として施行中であるが、財政その他諸般の事情により、既定の年度に完成することができなくなったので、これを本案のように昭和 34 年度まで執行年度を延長しようとするものである。

議第 265 号 新居浜都市計画街路事業ならびにその執行年度割について

第一、都市計画街路中 2 等大路第 2 類第 2 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,2,2、大江橋久保田線、新居浜市甲 315 番地、新居浜市甲 370 の 10 番地、（大江）、8.0、213、幅員延長の一部舗装

第二 前項の事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 33 年度	10 割
----------	------

理由書

本路線は住友化学大江工場より市の中心部に通ずる唯一の重要路線にして重車両の交通量多く、産業上及び市民生活の面よりその完成が待たれているので、本案のように事業を実施しようとするものである。

会議録（幹事説明および質疑のみ）

議第 252 号 松山都市計画街路事業及びその執行年度決定について

幹事：御説明いたします。本路線は松山都市計画街路のひとつといたしまして、昭和 21 年に決定せられた路線でございまして松山の中心部と松山港、大可賀、吉田、今出に至ります工場地帯合わせて松山空港とを結ぶ重要路線でございまして、松山市の現在のこの方向の発展を見ても松山港は着々と竣工に近づいております。工場もどんどんと誘致されておまして飛行場も昨年から整備に取り掛かっております現在、この路線に着工しますことは時宜を得たものであろうと考えられるわけでありまして、本案の通り事業決定をするものでございます。

議第 253 号 松山都市計画下水道追加並びに同事業及びその執行年度割決定について

幹事：今の説明にちょっと補足させていただきます。関係の委員さんには松山市の一般図の外に処理場の縮尺の大きい図面がお配りしてございますので、よろしくご審議を願います。

議第 255 号 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度決定について

幹事：御説明いたします。新居浜駅東須賀線は、新居浜駅並びに上部地域と市の中心部とを結びます新居浜市の縦の幹線でございます。現在幅員 11 メーターでございますが、これを 32 メーターに拡幅する為の事業決定をしようとするのでございます。前田多喜浜線は新居浜市を横に貫いております幹線でございます。昨年平形橋も竣工をいたしましたけれども平形橋と先程申しました新居浜駅東須賀線との間が短いようでございますので、これを、この街路を事業決定しようとするものでございます。

議第 260 号 八幡浜都市計画街路事業及びその執行年度決定について

委員：御承知下さいますように八幡浜市に新町と称します町と幸町と称します町をつないだ 1 線が南北を横断するただ一つの道なのであります。これによって西宇和郡あるいは東宇和郡の備えにしておりますが、この道は大変幅員が狭いので、今から 40 年前に道の西側を切りまして僅かにこれを補うたのであります。ところが、年々歳々この車馬の数量が多くなりますのと、さらに車体の形が大変大きくなりましたために交通に支障を生じますことが甚だしいのであります。極端に申し上げますれば交通地獄を演じておるのであります。よく建設省あたりへ本件の陳情に参りますと「ああ、あの道か。あの道は私が知つとる。ちょうど通った時に 10 何台かの行き違いを待ち合わせたことがある。これは必要な路線だ。」というのでご同意を得たこともあるのであります。さように道の狭い、しかも車両の交通量の多いことにかんがみまして、これを緩和いたします方法といたしまして、ある地点に退避所を設けましてそこで交差の便を図ろうとしたこともありますが、何さま道が狭隘なため思うにまかせません。従って今から 10 年ほど前に本問題に取り組んだのであります。さらに最近の小 7 年間というものは、熱心に検討をいたしましたのであります。今回県の都市計画課の御配慮によりまして、本案が頭を挙げて参りましたとゆうことは、私共市民といたしまして心からこれに感謝を申し上げますのであります。しかしながら、ただいま申し上げましたように、交通も輻輳いたしました毎日のように交通事故、支障が起こっておる現状に鑑みまして、この執行年度につきまして僅かに意見を申し上げたいと思うのであります。しからばどのようにかと申しますと、まず 3 年度くらいにこれを完成するご処置が願いたいのであります。これは今日出席をともにいたしております市長さんにも議会側が熱心な会議の結果、市長さんに話しましたら、それも緊急性があるから

よいではないかということの御同意を得て参っておるのでありますが、さらにこの年度が5カ年も年度を違えるということは僅かに難しいとゆうことに相成るといたしますれば、この執行の歩合を、本年度はすでに各所の予算割もございましょうから致し方がない、約1割といたしましても、次年度に4割、さらにその次の年度には3割、次の年度に1.1とゆうような割合で本計画を崩さずに早期実施をお願いしたいものでございます。もしこれを3年、5年放置いたしておりますれば、交通事情、交通事故、支障が多く生じますということに多分の危惧を抱くものであります。左様な意味合いにおきまして、もし年度の短縮ができますかどうかとゆうことをお尋ね申し上げますが、できないとゆうことでありますれば、この割合を僅かに歩合を多く、初年度、2年度に於いて多くして貰いまして後は補強費を持つとゆうくらいのものにお組替えを願いますとの意見を申し上げたいと思います。

幹事：これは市の方からの御申請によりまして5カ年としたわけでございますが、ただいまのようなご熱意のあるお言葉をいただきますことは、まことにありがたいのでございまして、今後は市と一体になりまして事業の進捗に努力いたしまして、ただいまのご要望に沿いますように努力するつもりでございますから、御了承をお願いいたします。

第 37 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 33 年 9 月 30 日開催）

出席者

会長	知事
委員	運輸技官
同	建設技官
同	県会議員 4 名
同	今治市長
同	今治市会議員 5 名
同	総務部長
同	民生部長
同	農林水産部長
同	衛生部長
同	商工労働部長
同	土木部長
同	学識経験者 2 名
臨時委員	四国鉄道管理局長
番外 幹事	都市計画課長
番外 同	建築課長
番外 同	松山市都市計画課長
番外 同	今治市管理課長

議事項目

報第 44 号 委員幹事異動報告

議第 266 号 今治都市計画公園変更及び追加並びに同事業及びその執行年度割決定について

議第 266 号 今治都市計画公園変更及び追加並びに同事業及びその執行年度割決定について

第一 都市計画公園中次のように森見公園を変更し大山祇公園ほか 1 公園を追加する。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

6、森見公園、今治市大字別宮 35、41 番地、0.741、近隣公園地積縮小

17、大山祇公園、今治市大字別宮 263 の 130、119 の 1121 番地の一部、0.15、児童公園追加

18、慶応公園、今治市大字今治村甲 731 の 1、甲 731 の 3、甲 732 の 1、甲 732 の 4 番地、0.352、児童公園追加

第二 前項の計画を都市計画事業とし、その執行年度割を次のように定める。

昭和 33 年度 約 4 割 2 分

昭和 34 年度 約 5 割 8 分

理由書

本市市街地の土地利用上、森見公園はその地積を縮小し、新たに大山祇公園及び慶応公園を追加し、昭和 33 年度及び昭和 34 年において事業を執行しようとするものである。

第 38 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 34 年 2 月 17 日開催）

出席者

会長	知事
委員	運輸技官
同	建設技官
同	県会議員 4 名
同	学識経験者 2 名
同	今治市長
同	今治市会議員 6 名
同	新居浜市長
同	新居浜市会議員 6 名
同	川之江市長
同	川之江市会議員 5 名
同	壬生川町長
同	壬生川町会議員 5 名
同	保内町長
同	保内町会議員 4 名
同	副知事
同	総務部長
同	民生部長
同	衛生部長
同	商工労働部長
同	農林水産部長
同	土木部長
臨時委員	四国鉄道管理局長
番外 幹事	都市計画課長
番外 同	建築課長
番外 同	主監

議事項目

- 報第 45 号 委員幹事異動報告
- 議第 267 号 今治都市計画準防火地域追加について
- 議第 268 号 保内都市計画公園並びに同事業及びその執行年度決定について
- 議第 269 号 新居浜都市計画街路事業執行年度割変更について
- 議第 270 号 新居浜都市計画排水施設事業執行年度割変更について
- 議第 271 号 川之江都市計画街路事業及びその執行年度割決定について
- 議第 272 号 壬生川都市計画排水施設事業執行年度割変更について

議第 267 号 今治都市計画準防火地域追加について

理由書

今回準防火地域として追加しようとする地域には、映画館その他娯楽施設、風俗営業施設及び商業施設が集中し、建築物は次第に密集しつつあり、加えて一画には工業施設もあって火災の危険が大きいため、当該地域を準防火地域として追加しようとするものである。

なお、この追加前後における準防火地域面積は次の通りである。

追加前 75.00 ヘクタール

追加後 96.86 ヘクタール

議第 268 号 保内都市計画公園並びに同事業及びその執行年度決定について

第一 都市計画公園を次のように定める。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

1、神越公園、西宇和郡保内町喜木字辻神越、約 0.29、広場、遊戯器具、休憩所、便所、ベンチ、植栽等

第二 前項の計画を都市計画事業とし、昭和 34 年度に執行する。

理由書

本町には、公園として見るべきものがないため本案のように決定し、もって児童に健全な遊戯と運動の場を与えようとするものである。

議第 269 号 新居浜都市計画街路事業執行年度割変更について

昭和 33 年 3 月 17 日建設省告示第 399 号新居浜都市計画街路事業執行年度割を次のように改める。

昭和 32 年度 約 6 割

昭和 33 年度 約 1 割

昭和 34 年度 約 2 割

昭和 35 年度 約 1 割

理由書

本事業は昭和 33 年度において完了予定であったが支障物件移転及び財政処置その他諸般の事情により既定年度内に完成することができなくなったので、これを本案のように昭和 35 年度まで延長しようとするものである。

議第 270 号 新居浜都市計画排水施設事業執行年度割変更について

昭和 33 年 2 月 12 日建設省告示第 186 号新居浜都市計画排水施設事業執行年度割を次のように改める。

昭和 32 年度 0 割

昭和 33 年度 約 4 割

昭和 34 年度 約 4 割

昭和 35 年度 約 2 割

理由書

新居浜都市計画排水施設事業は昭和 33 年度から継続施行中であるが、財政処置その他諸般の事情により既定年度に完了できなくなったので、これを本案のように昭和 35 年度まで執行年度を延長しようとするものである。

議第 271 号 川之江都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

第一、川之都市計画街路中 2 等大路第 3 類第 7 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,3,7、川之江山田井線、川之江町栄町 238 ノ 4、川之江町大門 2241、（川之江町、馬場町）、10.6、691、

延長の一部舗装

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 33 年度 約 2 割

昭和 34 年度 約 8 割

理由書

本路線は川之江市の中心部に位置する重要路線であるが、昭和 31 年度より街路築造事業を施行し、沿道には各種公共施設が整備され交通量も日を追って増大し、現在の砂利道では円滑なる交通を期し難いので本案のように舗装事業を実施しようとするものである。

議第 272 号 壬生川都市計画排水施設事業執行年度割変更について

昭和 31 年 9 月 5 日建設省告示第 1417 号で決定された壬生川都市計画排水施設事業執行年度割を次のように改める。

昭和 31 年度 約 1 割

昭和 32 年度 約 1 割

昭和 33 年度 約 1 割

昭和 34 年度 約 3 割

昭和 35 年度 約 3 割

昭和 36 年度 約 1 割

理由書

本事業は昭和 31 年度から 3 カ年の予定で継続実施してきましたが、財政処置その他諸般の情勢により既定年度に完成できなくなったので、本案のように執行年度を延長しようとするものである。

会議録（幹事説明および質疑のみ）

議第 267 号 今治都市計画準防火地域追加について

委員：地域の拡大の問題であります。今治市の地域的に見まして、あの拡大の経路では余りにも、地域が狭いんじゃないか。今少し拡大する必要があるんであります。次の機会におきまして、さらに拡大することは、拡大されるようなことを希望いたしまして、本案には異議ありません。

議第 271 号 川之江都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

委員代理：川之江の繁華街であります栄町から今般出来ました四国中央道路へ通ずる重要路線であります。が、交通量もさることながらバス路線としての要望もありますので、現在砂利道であります。が、舗装になるように原案通り採決になるようお願いいたします。

第 39 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 34 年 6 月 23 日開催）

出席者

会長	知事
委員	運輸技官
同	建設技官
同	県会議員 5 名
同	学識経験者
同	松山市長
同	松山市会議員 6 名
同	今治市長
同	今治市会議員 6 名
同	宇和島市長
同	宇和島市議会議員 5 名
同	新居浜市長
同	新居浜市会議員 6 名
同	大洲市長
同	大洲市会議員 5 名
同	伊予三島市長
同	伊予三島市会議員 5 名
同	伊予市長
同	伊予市会議員 5 名
同	長浜町長
同	長浜町会議員 4 名
同	副知事
同	総務部長
同	民生部長
同	衛生部長
同	商工労働部長
同	農林水産部長
同	土木部長
臨時委員	四国鉄道管理局長
番外 幹事	都市計画課長
番外 同	建築課長
番外 同	主監

議事項目

報第 46 号 委員幹事異動報告

議第 273 号 松山都市計画大可賀土地区画整理事業施行区域決定について

議第 274 号 松山都市計画区域変更

- 議第 275 号 松山都市計画街路変更及び廃止について
- 議第 276 号 宇和島都市計画街路変更について
- 議第 277 号 宇和島都市計画街路事業及びその執行年度決定について
- 議第 278 号 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度決定について
- 議第 279 号 大洲都市計画街路並びに同事業及びその執行年度割変更について
- 議第 280 号 大洲都市計画公園更並びに同事業及びその執行年度決定について
- 議第 281 号 伊予三島都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度割決定について
- 議第 282 号 伊予都市計画公園並びに同事業及びその執行年度割決定について
- 議第 283 号 長浜土地区画整理事業施行区域及び同事業変更について
- 議第 284 号 松山都市計画街路事業及びその執行年度割決定について
- 議第 285 号 今治都市計画街路事業及びその執行年度決定について
- 議第 286 号 宇和島都市計画街路事業及びその執行年度割決定について
- 議第 287 号 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

議第 273 号 松山都市計画大可賀土地区画整理事業施行区域決定について

松山都市計画大可賀土地区画整理事業を施行すべき区域を次のように定める。

(イ) 区域：松山市大可賀町、西須賀町、山西町の各一部

(ロ) 面積：約 40.13 ヘクタール

「別紙図面表示のとおり」

理由書

松山港の整備に伴い、無秩序なその後方地帯を整備、改善する為、都市計画街路及び区画街路の新設、市街地の造成を目的として土地区画整理事業を施行する必要があるため、本案のようにその区域を決定しようとするものである。

議第 274 号 松山都市計画区域変更

松山都市計画区域

松山市のうち一番町、二番町、三番町、大街道 1 丁目、大街道 2 丁目、大街道 3 丁目、北京町 1 丁目、北京町 2 丁目、北京町 3 丁目、南京町 1 丁目、南京町 2 丁目、唐人町 1 丁目、唐人町 2 丁目、唐人町 3 丁目、南柳井町、北柳井町、豊坂町 1 丁目、豊坂町 2 丁目、湊町 1 丁目、湊町 2 丁目、湊町 3 丁目、湊町 4 丁目、湊町 5 丁目、湊町 6 丁目、千船町、榎町、末広町 1 丁目、末広町 2 丁目、弁天町、西町、花園町 1 丁目、花園町 2 丁目、出瀨町 1 丁目、出瀨町 2 丁目、南堀端町、堀之内町、西立花町、南立花町 1 丁目、南立花町 2 丁目、南立花町 3 丁目、祇園町、中村町、小坂町、枝松町、日之出町、湯渡町、新立町 1 丁目、新立町 2 丁目、永木町、北立花町、河原町、築山町、南八坂町、北八坂町、南夷子町、北夷子町、持田町、南持田町、北持田町、昭和町、東一万町、中一万町、西一万町、若宮町、勝山町、旭町、此花町、玉川町 1 丁目、玉川町 2 丁目、栄町、御宝町、鮎屋町、南徒歩町、中徒歩町、北徒歩町、喜与町、東雲町、姫原町、山越町、北味酒町、御幸町、木屋町 1 丁目、木屋町 2 丁目、木屋町 3 丁目、木屋町 4 丁目、木屋町 5 丁目、木屋町 6 丁目、木屋町 7 丁目、木屋町 8 丁目、本町 1 丁目、本町 2 丁目、本町 3 丁目、本町 4 丁目、本町 5 丁目、本町 6 丁目、本町 7 丁目、本町 8 丁目、本町 9 丁目、府中町 1 丁目、府中町 2 丁目、府中町 3 丁目、府中町 4 丁目、常盤町、鍛冶屋町、傘屋町、高砂町 1 丁目、高砂町 2 丁目、南味酒町、南宮古町、北宮古町、紙屋町、平和通、三津口町、魚町 1 丁目、魚町 2 丁目、魚町 3 丁目、魚町 4 丁目、魚町 5 丁目、松前町 1 丁目、松前町 2 丁目、松前町 3 丁目、松前町 4 丁目、松前町 5 丁目、萱町 1 丁目、萱町 2 丁目、萱町 3 丁目、萱町 4 丁目、萱町 5 丁目、萱町 6 丁目、萱町 7 丁目、萱町 8 丁目、萱町 9 丁目、

西堀端町、南江戸町、宮田町、大手町1丁目、大手町2丁目、江戸町、幸町、八代町、新玉町1丁目、新玉町2丁目、生石町、竹原町、針田町、土居田町、小栗町、室町、藤原町、北藤原町、土橋町、真砂町、永代町、久保町、相生町、泉町、春日町、新町1丁目、新町2丁目、清水町1丁目、清水町2丁目、鉄砲町、佃町、杉谷町、弓ノ町、矢引町、琢町、三春町、水口町、通町、衣山町、朝美町1丁目、朝美町2丁目、朝美町3丁目、六軒屋町、宮西町、東大栗町、権現町、福角町、堀江町、内宮町、馬木町、勝岡町、和気町1丁目、和気町2丁目、太山寺町、吉藤町、平田町、志津川町、谷町、東長戸町、西長戸町、安城寺町、久万ノ台、船ヶ谷町、高木町、高浜町1丁目、高浜町2丁目、高浜町3丁目、高浜町4丁目、高浜町5丁目、高浜町6丁目、梅津寺町、新浜町、石風呂町、松ノ木町、港山町、三津御幸町、三津栄町、三穂町、須先町、藤井町、船場町、住吉町、松原町、苅屋町、柳町、三津久宝町、三津新町、桜町、広町、三津通町1丁目、三津通町2丁目、三津通町3丁目、心齋町、桂町、宮前町1丁目、宮前町2丁目、宮前町3丁目、宮前町4丁目、西須賀町、梅田町1丁目、梅田町2丁目、梅田町3丁目、北山町、東山町、古三津町、中須賀町、山西町、大可賀町、別府町、北斎院町、南斎院町、大字高岡、大字久保田、大字富久、大字北吉田、大字南吉田、大字東垣生、大字西垣生、大字余土、大字市坪、大字保免、大字福音寺、大字北久米、大字南久米、大字鷹ノ子、大字窪田、大字高井、大字南土居、大字来住、東野町、畑寺町、三町、松末町、東本町、桑原町、正円寺町、樽味町、大字祝谷、大字道後、大字石手、大字溝辺、大字湯山ノ内宿野々、大字湯山ノ内藤野々、大字湯山ノ内上高野、大字湯山ノ内下高野、大字湯山ノ内玉谷、大字湯山ノ内河中、大字湯山ノ内水口、大字湯山ノ内食場、大字湯山ノ内柳、大字湯山ノ内末、大字上伊台、大字下伊台、大字興居島泊、大字興居島由良、大字興居島門田、松山市自1番至1682番

議第275号 松山都市計画街路変更及び廃止について

第一、昭和21年7月6日戦災復興院告示第51号松山都市計画街路中次のように2等大路第2類第6号線及び2等大路第2類第10号線を変更し、2等大路第3類第4号線を廃止する。

【街路番号(等級、類別、番号)、街路名称、起点、終点、(主なる経過地)、幅員(米)、延長(米)、摘要】

Ⅱ,2,6、道後松山港線、湯之町1580番地地先、西須賀町2299の50番地地先、(北味酒町、本町、久万ノ台、古三津)、15、6781、終点位置、線形幅員の変更

ただし、Ⅱ,3,8号線との交点、Ⅰ,2,5号線との交点、(本町)、20、645

Ⅰ,2,5号線との交点の延長約2420米の地点、(Ⅰ),5号線との交点、(古三津)、22、736

(1),5号線との交点、終点、(西須賀町)、30、550

Ⅱ,2,10、三津浜垣生線、三津栄町117の13番地地先、西垣生町224番地地先、(大可賀、北吉田、南吉田)、15、6990、起点位置、幅員の変更、

ただし、起点、Ⅱ,3,7号線との交点、20、1320

Ⅱ,2,12号線との交点、終点、12、2620

Ⅱ,3,4、千秋寺線、杉谷町、北味酒町、12、644、廃止

「別紙図面表示の通り」

理由書

臨海工業地帯の発展にともない、松山港の改修を直轄事業として実施中なので、港湾地帯の整備に対応する為、関係2路線を変更、1路線を廃止し、港湾背後地帯の区画整理事業の根幹としようとするものである。

議第276号 宇和島都市計画街路変更について

第一、都市計画街路中2等大路第3類第12号線を次のように変更する。

【街路番号(等級、類別、番号)、街路名称、起点、終点、(主なる経過地)、幅員(米)、延長(米)、摘要】

2,3,12、龍光院前明倫町線、龍光院前、明倫町、(横新町、枳形町)、12、1,359、一部線形の変更
ただし、起点、2,3,3 との交点、8

「別紙図面表示の通り」

理由書

既定の宇和島都市計画街路中、2等大路第3類第12号線は、内港埋立による宅地造成地区を通過しているものであるが、沿道の土地利用上、一部の線形を変更しようとするものである。

議第277号 宇和島都市計画街路事業及びその執行年度決定について

第一、都市計画街路中次の路線を都市計画事業とする。

【街路番号(等級、類別、番号)、街路名称、起点、終点、(主なる経過地)、幅員(米)、延長(米)、摘要】

2,1,3、栄町来村線、湊町2番地の2地先、丸の内埋立地地先、18、13、橋梁架設

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の事業は、昭和34年度においてこれを執行する。

議第278号 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度決定について

第一、都市計画街路中、次の路線を都市計画事業とする。

【街路番号(等級、類別、番号)、街路名称、起点、終点、(主なる経過地)、幅員(米)、延長(米)、摘要】

II,3,11、新居浜港田之上線、新須賀甲815番地、新須賀乙339の5番地、(国領川)、6、319、橋梁工事、計画幅員の一部

II,2,1、原地庄内線、金子乙569の3、金子乙212、(西之土居)、15、1,273、延長の一部
ただし、起点から約1020mの地点、終点、(西之土居)、18、253

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の事業の執行年度割を次のように改める。

・ II,3,11 新居浜港田之上線

昭和34年度 1.8割

昭和35年度 7.0割

昭和36年度 1.2割

・ II,2,1 原地庄内線

昭和34年度 1.7割

昭和35年度 1.7割

昭和36年度 2.0割

昭和37年度 2.3割

昭和38年度 2.3割

議第279号 大洲都市計画街路並びに同事業及びその執行年度割変更について

第一、都市計画街路中2等大路第3類第1号線を次のように変更する。

【街路番号(等級、類別、番号)、街路名称、起点、終点、(主なる経過地)、幅員(米)、延長(米)、摘要】

II,3,1、大洲徳の森線、大字大洲字山根、大字若宮、11、2450、線形変更

ただし、起点より約500mを隔たる地点、起点より約636mを隔たる地点、10、136、幅員縮小
ただし、肱川橋、9.5、180、幅員拡大

「別紙図面表示の通り」

第二、昭和 30 年建設省告示第 1360 号大洲都市計画街路事業中 2 等大路第 3 類第 1 号線を次のように変更する。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

Ⅱ,3,1、大洲徳の森線、大字中村字殿町 552-3 番地、大字若宮ソーサン 529 番地、11、851、線形変更
ただし、起点より約 40m を隔たる地点、起点より約 176m を隔たる地点、10、136、幅員縮小

「別紙図面表示の通り」

第三 昭和 32 年 11 月 9 日告示第 1404 号大洲都市計画街路事業執行年度割を次のように変更する。

昭和 30 年度から

昭和 33 年度まで 約 4 割

昭和 34 年度 約 3 割

昭和 35 年度 約 3 割

理由書

本路線は 2 級国道松山高知線に代わる街路として昭和 30 年度より愛媛県知事が事業を執行中であるが、人家稠密の市街地を貫通する為多額の移転費を擁するので、今回線形の一部を変更して工費の軽減を図り、かつ執行年度を延長しようとするものである。

議第 280 号 大洲都市計画公園更並びに同事業及びその執行年度決定について

第一 大洲都市計画公園を次のように定める。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

- 1、富士山公園、大洲市柚木、約 28.4、苑路、広場、展望休憩所、便所、四阿等、
- 2、新谷公園、大洲市新谷町、4.6、苑路、休憩所、児童遊戯場等

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の計画中第 2 号新谷公園を次のように都市計画事業とする。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

- 2、新谷公園、大洲市新谷町、0.4、児童遊戯場、苑路等

第三 前項の事業は昭和 34 年度において執行するものとする。

理由書

大洲市には、これまで見るべき公園施設がなかったので、本案のように都市計画公園を決定し、このうち新谷公園については昭和 34 年度において一部事業を執行して市民の保健及び慰楽に資しようとするものである。

議第 281 号 伊予三島都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度割決定について

第一、都市計画街路中 2 等大路第 3 類第 4 号線を別紙図面表示の通り変更する。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,3,4、宮北平木線、中之庄町宮北、下柏町平木、12、3700、線形の変更

ただし、2 等大路第 3 類第 6 号線との交差点附近に地積約 500m²の広場を設ける。

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の路線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,3,4、宮北平木線、中之庄町頭王 334 ノ 1 番地、中曾根町 2641 番地、12、463、延長の一部

「別紙図面表示の通り」

第三 前項の事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 34 年度	約 3 割
昭和 35 年度	約 3 割
昭和 36 年度	約 4 割

理由書

この路線は国道 11 号と県道松山徳島線を結ぶ主要幹線街路であるが、再検討の結果線形の一部を変更して事業を執行しようとするものである。

議第 282 号 伊予都市計画公園並びに同事業及びその執行年度割決定について

第一 都市計画公園を次のように定める。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

- 1、五色浜公園、伊予市灘町五色浜、約 3.1、野球場、児童遊戯場、苑路、休憩所等
「別紙図面表示の通り」

第二 前項の計画を都市計画事業とし、その執行年度割を次のように定める。

昭和 34 年度	約 2.5 割
昭和 35 年度	約 2.5 割
昭和 36 年度	約 2.5 割
昭和 37 年度	約 2.5 割

理由書

伊予市には、これまで見るべき公園施設がなかったので、本案のように都市計画公園を決定し、昭和 34 年度からこれを整備しようとするものである。

議第 283 号 長浜土地地区画整理事業施行区域及び同事業変更について

第一 長浜都市計画土地地区画整理事業を施行すべき区域を次のように変更する。

(イ) 区域：大字長浜字港町、大字長浜字千舟町、大字長浜字末広町の各全部

大字長浜字出来町、大字長浜字松原通町、大字長浜字浜通町、大字長浜字浜の各一部

(ロ) 地積：約 8,800 坪

「別紙図面表示の通り」

第二 長浜都市計画土地地区画整理事業を前項のように次のように変更する。

理由書

本土地地区画整理事業は昭和 24 年に火災跡地の復興事業として着手されたものであるが、その後の町財政の事情により当初の計画どおり施行することが困難になったので、一部の周辺部の区域を除外して本事業の終結を図ろうとするものである。

議第 284 号 松山都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

第一、松山都市計画街路中 2 等大路第 2 類第 1 号線及び 1 等大路第 2 類第 4 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

- II,2,1、裁判所南柳井町線、一番町甲 4-6 番地先、南柳井町 75 番地先、（三番町、千舟町）、6.0、909、
幅員の一部舗装

ただし、Ⅱ,3,18号線との交差点、終点、6.5、332、幅員の一部舗装
Ⅰ,2,4、本町朝美線、平和通り 50 番地先、萱町 6 丁目 123-1 番地先、(萱町)、16.3、288、延長幅員
の一部舗装

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の事業の執行年度割を次のように改める。

昭和 34 年度 約 6 割

昭和 35 年度 約 4 割

理由書

本路線は松山市の重要幹線街路であるが、最近交通量が激増し、現在の砂利道では円滑なる交通を期し
難いので、本案のように舗装事業を実施しようとするものである。

議第 285 号 今治都市計画街路事業及びその執行年度決定について

第一、都市計画街路中 1 等大路第 1 類第 1 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号(等級、類別、番号)、街路名称、起点、終点、(主なる経過地)、幅員(米)、延長(米)、摘要】

1,2,1、広小路線、今治村 374 番地、片原町 127 番地、6.8、1004、幅員の一部舗装

「別紙図面表示の通り」

第二 本事業は昭和 34 年度にこれを執行するものとする。

理由書

本路線は国鉄今治駅と今治港を連絡する重要路線で中央車道は従来より舗装されていたのであるが、両側の
緩速車道も舗装する必要性が生じたので、これが事業を執行し、交通量の増大に対処しようとするものである。

議第 286 号 宇和島都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

第一、都市計画街路中 2 等大路第 1 類第 3 号線外 2 路線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号(等級、類別、番号)、街路名称、起点、終点、(主なる経過地)、幅員(米)、延長(米)、摘要】

2,1,3、栄町来村線、栄町 256 番地の 7、御殿町乙 2044 番地の 2、(丸之内)、11、1003、延長、幅員
の一部舗装

2,3,8、広小路九島橋線、御殿町乙 2044 番地の 2、御殿町乙 2045 番地の 2、(御殿町)、11、183、延
長、幅員の一部舗装

2,3,10、山際明倫町線、御殿町乙 2045 番地の 2、御殿町乙 2059 番地の 1、(御殿町)、11、181、延長、
幅員の一部舗装

「別紙図面表示の通り」

第二 前項事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 34 年度 約 1 割

昭和 35 年度 約 7 割

昭和 36 年度 約 2 割

理由書

本路線はともに宇和島市の中心部に位置する重要路線であるが、近年自動車の交通量増大し、道路の損傷甚
だしく現在の砂利道では円滑なる交通を期し難いので、本案のように舗装事業を実施しようとするものである。
なお栄町来村線の一部及び広小路九島橋線、山際明倫町線については愛媛県知事が事業を執行するものである。

議第 287 号 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

第一、新居浜都市計画街路中次の路線を都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

Ⅱ,3,9、磯浦中新田線、金子乙 1161 の 1 番地先、新居浜乙 111 の 3 番地先、（新田町）、11、684.5、
延長幅員の一部舗装

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 34 年度	約 3 割
昭和 35 年度	約 3 割
昭和 36 年度	約 4 割

理由書

本路線は新居浜市重工業地帯より上部地区及び新居浜駅に通ずる計画路線であって工業生産物の搬出等に相当なる交通量を示しておりますので、現在の砂利道では降雨時及び乾燥期には交通に支障を来すので本路線の舗装により交通の円滑化をはかりあわせて工業生産の能率を高め都市発展に寄与せんとするものである。

会議録（幹事説明および質疑のみ）

議第 274 号 松山都市計画区域変更

幹事：松山市は城山を中心にいたしまして戦災の都市土地区画整理事業が執行されましてごらんのように県都としましておおよそ恥ずかしくないだけの格好になってまいっておるのでございますが、その後また附近の町村の合併も進みまして市域も広がりますし、松山郊外の工場誘致なども着々と進んで参りましておるのでございますが、現在今のところは戦災復興大事業のためにとにかく追われがちになっておるのでございます。今後は市域全体につきまして大いに計画を進め執行せねばならないようになっておられるのであります。本案のとおり、区域の高度化、区域の拡張をしようとするものであります。よろしくお願いいたします。

委員：274 号議案でございますが、これは一番町、二番町、三番町、大街道 1、2 丁目、旧市内あるいはまた新市内興居島区域もはいつておるわけでございます。これは、こういう大体町名になっておるところもございまして、町名の下に字、小字というようなものもあるんじゃないかと思われるのでございますが、その点でこういうふうに変更するという事で諮問されておるのかどうか、この点をお尋ねしておきたいと思ひます。従いまして、松山市は戦災都市でございまして、戦災都市区域の区画整理も行っております。これについては、町名変更を大幅に早くやるように計画にはすでに着手しておるのでございます。さような点がどういふように関係しておりますか、その点お聞かせをいただきたらと思ひます。

幹事：これは現在の区域へ計画のはいります町名をあげたわけでございます。それで、区画整理で町名が変わりましたのはそれから後変わったわけです。

委員：この議案につきまして都市計画区域の一般、地図がございまして、これをご覧願ひます。松山都市計画区域というのがあります。この図面を見ても明らかなように松山都市計画の区域といたしまして、何かこの南の方にわたりまして空地というのがからになっております。そういうような関係にありますので

一見したところでもこれは完全な都市計画区域じゃなくはなはだかたわの区画整理じゃないかというようにみえるのです。その理由は御承知のとおり、都市計画というものは百年の大計でありまして、そしてそれが都市はどんどん発展すべきもので、それが順序良く発展すべきものである。その計画をたてるべきものでありますが、その意味におきまして、何と言いましても、松山市の旧市街地というものが、都市計画区域の中心になるべきものである。それから放射線交通網としましては、放射線としてラジカルに地方へ出ている環状線これを取り巻く線があるというのが、都市計画の準則であります。しかるにそういう線を入れようとしますと、この松山市の中心地帯の古い松山市街地からわずか行った南に進めました立花におきまして、これは南向いて定期線ができないこととなります。都市計画改線ができないこととなります。また同様に環状線として松山市の古い中心を取り巻く線を入れようとしましても、たとえば西の方で今出、余戸というような線を通して東に回って松山市の久米、高井さらに国道の11号線に従って香川県まで達するというような構想を考えることも、この石井というところが抜けているために不可能なんです。なぜにこういうところを抜いたかを考えてみますと、この重要なところを抜いたかを考えてみますと、私はこう考えるのであります。今頃、大体都市の町村などの合併というものが盛んになりまして、これはいいことではあります、これはそういうような場合に何かの事情でこれが抜けたから抜いておるのでなく、松山市の行政区外であるから抜いたというようなことではないかと思えます。それはどうも納得がいかぬのです。というのは、この都市計画区域というのは松山市という行政区画をもとにしたところの計画ではだめなんです。それはそれよりも都市計画は、御承知のとおり、百年の大計でありますから完全に役立つところは十分使っていくというのが原則でありまして、従って行政区画にあまりこだわらないということとはもともとからこういう弊害ができるからそういうことになっているのであります。つまり、これは今でいえば建設大臣であります、主務大臣が区域は決定するものでありまして、必ずしもはっきりそれに、御承知の通り、都市計画法の第1条にあります、その当該行政区画じゃなくて他の行政区画を含んでもやり得るということがはっきり書いてある。それで、それはつまり、建設大臣の主務大臣が認定するんであって、その手続きは主務大臣がこの審議会へ諮問してきておるわけです。主務大臣として行政区画が変わっておるというような理由でこれを抜けというんではないのです。その辺をよくお調べ願いまして、これははなはだ不完全な区域だと思えますのでいずれ次の時もございますけれどもよくお調べを願いまして、これらはやはり松山の区域に入れなければ無理と思えます。この石井自体を考えて見ましても、実際今日の私ども現状からみても松山市へ通勤もするし店を持って営業しておる者もあるし、松山市とは密接な関係があるので、これが将来ますますふえておるのであります。それで都市の人も松山市の環状線もできぬし、放射線の中心線も完全には出来てくれない。そういうことではこの石井自体が非常にご迷惑、御気の毒じゃないか、なぜ抜いておるか。その点はただ行政区画が違うからというんだったらこれは法律では区域外にやれるんですからその点を県の方へお願いいたします。

幹事：ただいまの御意見の通りでございまして、われわれも石井区域を含めることは理想と考えるのでありますが、現在まだ合併の関係もございまして、スムーズに事を運ぶためにも考えまして、今回はその運びにならなかった次第でございまして、近い将来はそういうようにしたいと思えます。それから、計画をつくる際にもただいまおっしゃられましたように環状線と放射線とを作ります際にもそれらを見越して作るように考えていきたいと思えます。よろしくお願いたします。

議長：よろしゅうございませうか。石井の合併も遠くないことだと私どもは思っておりますので、できるだけ委員からのご要望、御希望が達成するように努力してまいりたいと思えます。よろしくお願いたします。

議第 278 号 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度決定について

幹事：この表のⅡ、3 の 11 号線新居浜田之上線と申しますのは、この図面をごらんになりますと、国領川にかかっている敷島橋の、ここにありますのは敷島橋でございます。この路線がちょうど国領川で二分されております。新居浜の東西地区を結ぶその前後に新高橋、平形橋がございますけれども、その間にもう 1 本、本年度から国の補助を得る見通しがつきました。それでここに事業決定をおねがいはしたわけでございます。それから次のⅡ、2 の 1 号の原地庄内線、これは新居浜駅から住友化学のございます工場地帯の方へゆきます幹線でございます。これも本年度から国の補助がつく見込みになりましたので、とりあえず学校の東側にございます学校のとこまでを一応事業決定するようにお願いいたします。

委員：事業の執行年度割につきまして、まず敷島橋でございますが、私どもの承っております敷島橋の年度は 2 カ年で完成するとういうふうなことに当初の予定でございますが、今日相当、交通量も多い所でありまして、是非とも 2 カ年で完成していただきたいとかように思うわけでございます。次いで原地庄内線でございますが、これも見ますところ 34 年度から 5 カ年にわたっての工事でございますが、これも相当に通行、交通量の多いところでございます。また年度が 7 カ年にわたりますと次々と支障もできましていろいろ路線の運営に支障を来すのではないかと考えますので、これも願わくは 3 カ年程度に完成していただきたいと思っております。かように思います。

幹事：これは計画でございますが、実施に当たりますは市の係の方々と協力いたしましてできるだけ早く仕上げるように努力したいと思います。もうあまり短くしておりますから、延ばすこともあると思っておりますので少し余裕をつけたいと思っております。今後努力するつもりであります。

委員：県の方にもいろいろな事情もあろうかと思っておりますが、私どもの市勢をよくごらんいなってなるべく早くお願いいたします。

議第 284 号 松山都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

委員：この議案につきまして直接今問題でありますのでこれは事業が進んでおります。はなはだ結構なことだと存じます。なお、松山線はたくさんのおこなうべき事業がありますから、それらについて一言関連事項として触れたいんであります。御承知の通り、都市は年々分化が進むに従って膨張するというこれはもう当然のことであっていなむべからざる問題であります。ことにこれは古今東西を問わず確かな原則であります。その意味で最近、これは松山市だけの問題ではありませんが、戦災復興の周囲の部分、つまり、松山市の郊外等にわたりますはなはだたくさん新しい建築物が建ちつつあるのであります。これは先にもいうた通り、松山だけの問題ではないと思っております。私松山においてよくわかるんです。町あたりが最もはなはだしいんじゃないかと思うのですが、そこで、これは都市計画として十分考えておかなくちゃならぬ。元来都市計画というものは、交通、港湾、地勢、経済等のための公共の福祉を増進し、安寧秩序を完全に保つという永久施設の計画をいう百年の大計であります。これは今のうちに考えなければ、終戦後におきまして、どこの都市でも郊外の建築というものがはなはだふえておるようでございます。しかるに一方で都市計画の計画とか事業とかいうものが、これに対して本県はことに進んでいないのであります。あまり考えておられないように見えるのであります。他県におきましては相当やっておるようでございます。これはおそるべき事柄で、あの土地をどんどん勝手に家が建っている。道路がはっきり決まっていないうのに個人が田地をつぶして家を建てておるような無秩序な現状であります。だからこれを総合的にあの区域が将来変わらぬようにせられたいのであります。そうしなければいざ工事を進めるというよ

うなときになって工事費も非常にかさむし、また移転される人たちも強制されてははなはだ迷惑であります。これは都市計画の計画として路線網を作っておいて1本や2本では実際間に合わない。路線網を作っておいてそれに対して市道を具体的に入れますとそれがきまって都市計画でもきまっておりますれば建築する人々はまず建築を新たにしようと思うが道路へ当たらないか、道路に完全に沿うたところの補償というような見地で研究もするし、これは発表しておけば皆周囲が知っております。あのへんぴなところへ比較的安いからというので私どもは前に大阪、東京あたりで経験がありますので、そういうことを今しておけばそういうところへ家が自然に集まってくる。それらの人は道路が切られるのを知りながらやるということをたいていは都市自身もその人の土地も切られても差し支えないようなところを利用しております。そういうところを自然に道路が私道のような形でできまして、それがあとではあのまま放つとかれては困るからそうした土地くらいのことであればいつでもええということさえもされておる。そういうことになれば仕事もしよいし今日のように、あとでいつ切られるやらわからぬ。道路がどうつくやらわからぬというのははなはだ不安であります。これは大きな将来のためであります。まあ望むところは、これは松山市だけの問題ではありませんが、各都市でも必ずしも都市は膨張する速度が近頃は早いんでありますから、これに対する対策を早く建てて、計画だけでは要らんですから、金をやることは具体的な問題ですから、そのうちの重点主義にやられるようお願いいたします。

幹事：ただいまの御意見の通りでございます、特に松山市につきましては一応の完全な計画はできておりますが、これはおそらく個人の考えでは松山中心部の区画整理を中心に重点をおいておったので少し重みが抜けとるんじゃないかという気持ちがしております。先程のように今度機構…区域の拡張ができましたならば、続いて計画の方にも進むようにしたいと思います。よろしく申し上げます。

議第 287 号 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

委員：本案については3の磯浦中新田線と合わせまして事業の経過につきまして、新居浜市は本日決定になりましたものについても全部東西の線であります。南北の線が出ておらぬので非常に私どもは遺憾に思うのであります。すでに建設部長、課長さんそれから私の方の課長が度々県の方へ参りまして、いろいろお願いしたんでございますけれどもいまだに南北線の懸案になっておるところがあります。どうか南北線も御配慮願って施行をさせていただけるように御配慮方をお願いいたします。

幹事：ただいま南北の線につきましては、駅から港にまいます駅前東須賀線、これが県事業で昨年から少しやっております。今後市の方ともよく協力いたしまして大いにやりたいと思います。

第 40 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 34 年 8 月 4 日開催（持ち回り））

出席者

会長	知事
委員	運輸技官
同	建設技官
同	県会議員 5 名
同	新居浜市長
同	新居浜市会議員 6 名
同	宇和島市長
同	宇和島市議会議員 5 名
同	副知事
同	総務部長
同	民生部長
同	農林水産部長
同	衛生部長
同	商工労働部長
同	土木部長
同	
臨時委員	四国鉄道管理局長

議事項目

議第 288 号 宇和島都市計画用途地域変更について

議第 289 号 新居浜都市計画街路変更について

議第 288 号 宇和島都市計画用途地域変更について

理由書

内港海面の埋立により新たに宅地 1.2 ヘクタールが造成されたが、この土地は商店街として発展することが予想されるので、商業地域として指定しようとするものである。なお、この追加前後の各用途地域の面積は次の通りである。

	追加前		追加後	
	ヘクタール	%	ヘクタール	%
商業地域	47.5	8.9	48.7	9.1
住居地域	281.5	52.6	281.5	52.5
工業地域	51.5	9.7	51.5	9.6
準工業地域	154.5	28.5	154.5	28.8

議第 289 号 新居浜都市計画街路変更について

第一、都市計画街路中 2 等大路第 2 類第 4 号線を次のように変更する。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、延長（米）、幅員（米）、摘要】

2,2,4、西原東須賀線、金子字中新田 1177 番地、字滝宮本甲 27、(字中須賀)、2,353、15、線形変更
ただし、字中須賀甲 1285 番地、終点、896、18

「別紙図面表示の通り」

理由書

本都市計画街は市の中心部から新居浜港臨港地帯を通過する路線であるが、新居浜港務局において西原内港地先海面を埋立てて岸壁の拡張を実施することに決定したので、港湾の利用上、本案のように路線を変更しようとするものである。